**煙火火薬庫基準チェックリスト**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所(占)有者 | |  | | | | | |
| 所 在 地 | |  | | | | 棟数　　　棟 | |
| 貯  蔵  量 | 火薬類の種類 | | | 許可(申請)貯蔵量 | 既設貯蔵量 | | |
|  | | |  |  | | |
| 保  安  距  離 | 保安物件の種類 | | 法定距離(m) | 保安物件名 | | | 実測距離(m) |
| 第１種保安物件 | |  |  | | |  |
| 第２種保安物件 | |  |  | | |  |
| 第３種保安物件 | |  |  | | |  |
| 第４種保安物件 | |  |  | | |  |
| (その他要注意物件) | | |  | | |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 省令等 | 基準（適合する場合は　☑、該当しない場合は~~□~~） | 適 |
| 設置場所 | 規24条1号 | 火薬庫の位置は湿地を避ける｡ | □ |
| 内 面 | 同条7号 | 搬出入装置のない火薬庫の内面は板張りとする。  床面は鉄類を表さない｡ | □ |
| 換気孔 | 同条8号 | 換気孔は金網張り､天井に1個以上､天井裏から外部に通じるよう両つまに各1個以上設ける｡ | □ |
| 暖房装置 | 同条9号 | 暖房設備は温水式とする。 | □ |
| 照明設備 | 同条10号 | 庫内の照明設備は防爆式電灯とし､配線は鉄が露出しない金属管又は､がい装ｹｰﾌﾞﾙ等による工事とする。  自動遮断器､開閉器は庫外に設置する｡ | □ |
| 小屋組  屋　根 | 同条11号 | 小屋組は木造で､屋根の外面は､金属板､瓦等の不燃材を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とする｡ | □ |
| 避雷装置 | 同条12号 | 昭和31年告示228号に適合する避雷装置を設ける。 | □ |
| 防火設備  警戒設備 | 同条14号 | 境界に沿い幅2m以上の防火空地､貯水槽及び警戒札等の防火設備及び警戒設備を設ける｡ | □ |
| 構 造 | 規28条1号 | 構造は平屋建の鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造､補強ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造とする。  基礎は堅ろう高位とし排水に留意する。 | □ |
| 入口の扉 | 同条１号の２ | 扉は二重で､外扉は3mm以上の鉄板耐火扉で補強している。  内扉と外扉に錠を付ける。 | □ |
| 壁 | 同条２号 | 壁の厚さは､鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造では10cm以上､補強ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造では20cm以上とする。 | □ |
| 通気孔 | 同条３号 | 床下には､必要に応じ2個以上の通気孔を設け､金網張りとし､幅20cm以上の通気孔は約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込む。 | □ |
| 土 堤 | 同条４号 | 貯蔵量2tを超える場合は土堤又は簡易土堤で囲む。  貯蔵量2t以下は土堤､簡易土堤又は防爆壁で囲む。  昭和35年告示第76号によりﾌﾞﾛｯｸの補強の場合は､ﾌﾞﾛｯｸ間に配筋する。 | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 省令等 | 基準（適合する場合は　☑、該当しない場合は~~□~~） | 適 |
| 貯蔵上の取扱い | 規則第２１条第１項第 1号 | 火薬庫の境界内には必要がある者のほか立ち入らない。 | □ |
| 2号 | 火薬庫の境界内には、爆発・発火・燃焼し易い物をたい積しない。 | □ |
| 3号 | 火薬庫内には火薬類以外の物を貯蔵しない。 | □ |
| 3の2号 | 火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使用しない。 | □ |
| 4号 | 火薬庫内に入る場合には、鉄類・これらを使用した器具・携帯電灯以外の灯火を持ち込まない。（搬出入装置等を除く。） | □ |
| 5号 | 庫内では、予め定めた安全な履物を使用し土足は禁止とする。（搬出入装置付きの火薬庫は除く。） | □ |
| 5号の2 | 搬出入作業時に、火薬庫内に砂れき等が入らないように注意する。 | □ |
| 6号 | ファイバ板箱等の開函以外、庫内では荷造、荷解・開函をしない。 | □ |
| 7号 | 庫内の換気に注意し、できるだけ温度変化を少なくする。特に無煙火薬・ﾀﾞｲﾅﾏｲﾄの貯蔵は、最高最低寒暖計を備え、夏期・冬期の温度変化の影響を少なくするような措置を講じる。 | □ |
| 9号 | 火薬庫から火薬類を出すときは、古い物を先にする。 | □ |
| 10号 | 製造後１年以上を経過した火薬類は、異常の有無に注意する。 | □ |
| 14号 | 警鳴装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持する。 | □ |
| 保安責任者 | 法第30条第2項、3項 | 取扱保安責任者（代理者）は選任され届出済又は選任予定である。 | □ |
| 帳簿・報告 | 規則第33条、34条 | 帳簿記載事項は①～④の内容である。①出納した火薬の種類　②出納した数量　③出納年月日　④相手方の住所・氏名 | □ |
| 帳簿保存期間は　記載の日から２年間以上である。 | □ |
| 毎年度集計し、年度終了後３０日以内に県に報告する。 | □ |
| 定期自主検査 | 法第35条の2、規則第67条の9～11 | 自主検査計画（計画期間は1～3年程度）を定め県に届出るとともに、検査結果を報告している。 | □ |
| 1. 検査は年2回以上である。   ②検査内容は法第12条の技術上の基準、避雷・警鳴・消火装置の作動状況等としている。 ③検査は記録として残す。 | □ |